

江田島市新ホテル等整備事業補助金交付要綱

平成30年4月18日

(趣旨)

第1条 この要綱は、新ホテル等施設の整備を行う民間事業者に対し、予算の範囲内で江田島市新ホテル等整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、江田島市補助金等交付規則（平成16年江田島市規則第50号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「施設」とは、新ホテル等施設として民間事業者が整備するもので、拠点となる新しい宿泊観光施設をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、施設の整備事業に関し、公募型プロポーザルにより選定された者とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、施設の整備に伴う建築、改修、外構及び開業準備に係る経費とする。ただし、設計費並びに消費税及び地方消費税を除く。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、5億円を上限とする。この場合において、当該算定した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、新ホテル等整備事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 施設の位置図及び平面図
- (3) 施設の整備に要する経費及びその内訳が確認できる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定により交付申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは新ホテル等整備事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助金の不交付を決定したときは新ホテル等整備事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 規則第6条第3項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金の交付を受けた者は、施設の開業の日から起算して20年以上継続して施設を運営しなければならないこと。
- (2) 補助事業（前条の規定による交付決定の対象となった施設の整備事業をいう。以下同じ。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産」という。）については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、効率的な運用を図らなければならないこと。
- (3) 市長が特に必要があると認めた場合を除き、取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (4) 前3号に定めるもののほか、市長が特に必要があると認めて指示した事項

(交付申請の内容の変更等)

第9条 第7条の規定により交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、交付申請の内容を変更し、中止し、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ新ホテル等整備事業変更（中

止・廃止) 承認申請書(様式第4号)に関係書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請について承認したときは、新ホテル等整備事業変更(中止・廃止)承認通知書兼補助金変更交付決定通知書(様式第5号)により、当該補助事業者に通知するものとする。

3 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに市長にその旨を報告し、市長の指示に従わなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了した場合は、速やかに新ホテル等整備事業補助金実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 施設の整備に係る請負契約書等の写し
- (2) 施設の整備に要した経費の領収書及びその明細の写し
- (3) 完成図書又は図面の写し
- (4) 施設の整備の実施状況が確認できる施工前後の写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定により実績報告があった場合は、速やかにその内容の審査(現地調査を含む。)を行い、適合すると確認したときは、交付すべき補助金の額を確定し、新ホテル等整備事業補助金額確定通知書(様式第7号)により補助事業者に通知するものとする。

(交付請求)

第12条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けた場合は、速やかに新ホテル等整備事業補助金交付請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、補助事業者が規則第18条第1項各号に該当し

た場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定による交付決定の取消しを行ったときは、当該補助事業者から既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(帳簿等の備付け)

第15条 規則第22条の市長が定める期間は、施設の開業の日から20年間とする。

(立入検査)

第16条 市長は、補助金交付の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に報告を求め、又は担当職員に補助事業の対象箇所に立入検査をさせることができる。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月18日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、施設の開業の日から起算して20年を経過した日限り、その効力を失う。